

知っておきたい教育法令

教員特殊業務手当

根拠 条文	支給対象業務	支給額 (月額)	支 給 要 件			
			要日 勤務ない日 (日、休 日、等)	又 土は相 当する 日	その 他の 日	又 これ に お け る 日
第1号 第19条第10項	(1) 非常災害時における児童生徒の保護業務	1,700円	ア 終日(8時間)に勤務した	ア 正勤に続いた	ア 正勤に続いた	ア 正勤に続いた
	(2) 児童又は生徒の急病業務	1,200円	イ アと同業に従事した	イ 午前8時から午後2時までの間に勤務した	イ 午前8時から午後2時までの間に勤務した	イ 午前8時から午後2時までの間に勤務した
	(3) 児童又は生徒の急病業務	1,200円	ウ アと同業に従事した	ウ 午前8時から午後2時までの間に勤務した	ウ 午前8時から午後2時までの間に勤務した	ウ 午前8時から午後2時までの間に勤務した
第2号	修学旅行、臨海学校等における児童生徒の引率業務	1,400円	8時間(就業時間)に勤務した	8時間(就業時間)に勤務した	8時間(就業時間)に勤務した	8時間(就業時間)に勤務した
第3号	人事委員会等による児童生徒の引率業務	1,200円	同上	同上	同上	同上
		1,200円	ア 終日(8時間)に勤務した	イ アと同業に従事した	イ アと同業に従事した	イ アと同業に従事した
第4号	学校の緊急業務等における非常災害時	500円	正勤に続いた	正勤に続いた	正勤に続いた	正勤に続いた

一 はじめに
教員の職務内容は、児童・生徒の教育であるが、具体的な職務には著しく困難なもの、あるいは心身に著しい負担を与えるものなどがあり、そうした業務に従事した場合には特殊勤務手当が支給されている。この特殊勤務手当の一つに「教員特殊業務手当」がある。

この手当は、教員が従事する業務が心身に著しい負担を与えると認められる程度に及ぶものとして人事委員会が定める要件に該当する場合、支給されるものである。

二 教員特殊業務及び支給要件
教員特殊業務手当の支給対象となる業務・額及び支給要件は左表のとおりである。この表中「補導業務」「学校の管理下のもとで行われる部活動」「児童又は生徒に対する指導業務」等

の用語の意義及び「人事委員会が定める対外運動競技等」については、特殊勤務手当の支給に関する運用基準について(54教育関係者必携七百七十九ページ)を参照されたい。

三 勤務時間と特殊業務手当
左表でみると教員特殊業務手当が支給される要件の一つに業務に従事する時間があり、この時間帯には、正規の勤務時間ももちろん、正規の勤務時間外又は勤務を要しない日が含まれている。教員特殊業務手当と勤務時間との関係についてみると次の三つの場合が考えられる。

1 正規の勤務時間内に業務に従事する場合
修学旅行、臨海学校等で生徒を引率する場合等は正規の勤務時間内(変形八時間あるいは勤務を要しない日の際

り替えた時間又は日を含む。)に業務に従事する場合である。

2 時間外勤務命令により業務に従事する場合
学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務及び学校が計画し実施する学校行事(修学旅行、臨海学校等)の児童・生徒の引率指導業務は、教員の時間外勤務を命ずることのできる業務と一致しており、正規の勤務時間を超えて業務に従事する場合は時間外勤務命令による。

3 学校が計画し実施すると認められるもので、校長が責任をとりうる態勢で勤務を要しない日又は正規の勤務時間外に業務に従事する場合
対外運動競技の児童・生徒の引率指導業務又は部活動における児童・生徒の指導業務は、時間外勤務を命ずる業務には含まれていないが、児童・生徒の指導の面で重要な役割を果たしていることに鑑み、特殊業務手当の支給対象業務としているのである。